

V. 北米

カナダ

1. 2004年非鉄金属一般概況

・ノランダ社買収交渉

2004年6月にブラジルのリオドセ社を始めとする大手企業の買収情報が流れたが、9月に中国 Minmetals 社との間で完全買収交渉を開始、11月に交渉期限が終了したが成約にいたらず、その後、本年3月に60%のシェアを有する Falconbridge 社との合併に合意し、合併手続きを実施中。

・Inco 社による Voisey's bay ニッケル開発プロジェクト

現在建設中の Voisey's Bay ニッケル開発プロジェクトについては当初計画を半年前倒しし、2005年7月から採掘を開始。11月には最初の精鉱を出荷する予定。同鉱山は露天掘り採掘でニッケル年間生産5万tを計画。

・ジュニア企業の探鉱動向

Metal Economics Group 社の調査によれば、2004年、世界の探鉱投資額は、前年比58%増の38億USドル。カナダ国内探鉱額は約7億USドルで国別探鉱額では世界でトップ。また、カナダ企業のすべての探鉱投資額は、15.2億USドルで全体の42.8%を占める。また、ジュニア企業全体の探鉱投資額は、前年比103%増で15.8億USドルと大幅に増加。(38億USドルの内数) また、資金調達額も2004年は前年比70%増の67億USドルに拡大が予想。これらジュニア企業の約60%は、カナダの企業であり、今後、ジュニア企業が潤沢な資金調達を背景に新たな鉱床の発見に貢献することが期待。

・BC州の鉱業投資環境改善

2001年にリベラル党が政権を執って以降、BC州政府は、鉱業活動を活性化するため、積極的に政策を展開。2005年1月には、1年半に

亘って鉱業界等各種関係者と協議検討してきた課題を取りまとめた鉱業投資環境の改善のための鉱業再生計画を発表。

この計画は、①地域住民と先住民への支援体制強化、②鉱山労働者の保護と環境保護の推進、③世界的な競争力の確保、④土地利用の推進といった4つの柱を骨格として57項目で構成。2005年5月17日、BC州議会選挙においてリベラル党が安定多数を確保したことから、今後、本計画の具体化により鉱業への投資環境改善の取り組みが着実に進展することを期待。

2. 鉱業政策

(1) 「カナダ政府の鉱物及び金属に関する政策：持続可能な開発のためのパートナーシップ(The Minerals and Metals Policy of the Canada: Partnerships for Sustainable Development)」の立案

1996年12月連邦政府は、それまでにあった「1987年鉱物及び金属に関する政策」を更新し、自然環境の悪化に対する懸念、産業のグローバル化及び開発途上地域における新たな鉱物産出国の台頭による急速な競争激化、より効率的かつ有効な連邦制度の必要性、持続可能な開発実現の必要性など、それまでとは大きな変化をもたらす課題に対応すべく、カナダの鉱物・金属産業の将来に目を向けた新たな政策「カナダ政府の鉱物及び金属に関する政策：持続可能な開発のためのパートナーシップ(The Minerals and Metals Policy of the Canada: Partnerships for Sustainable Development)」(以下、「政策」という。)を発表した。

1992年9月、カナダ鉱業協会(The Mining Association of Canada)は、鉱業が直面する課題を検討する場として、利害関係者による多極的協議をカナダ全国の州・連邦政府の鉱山担当大臣に提唱した。各大臣はこれを受けて、政府、産業、労働、先住民、学界、環境保護団体を集めた「ホワイトホース鉱業イニシアチブ：WMI

(Whitehorse Mining Initiative)」を共同主催することに同意し、1994年には、関係者の間で、「政府及び地域社会の総意に基づく、社会的、経済的及び環境的に持続可能で、かつ活力に満ちた鉱業」というビジョンの共有をうたった「WMI リーダーシップ評議会合意書：(Leadership Council Accord)」が調印された。WMIは、カナダの鉱物・金属資源セクターにおいて、利害関係者の多極的なパートナーシップ方式による社会的、経済的、そして環境における持続可能な開発の実施に弾みをつけた。政府は、「政策」の立案にあたって、州政府、準州政府、WMIに関係する各団体など、利害関係者から広く意見を聴取している。

この「政策」は、連邦政府の管轄領域において、カナダの鉱物及び金属資源の持続可能な開発に対する政府の役割、目標及び戦略を設定したものであり、「機会の創造(Creating Opportunity)」、「政府の鉱業行動計画(Government's Mining Agenda)」、「緑の政府への指針(A Guide to Green Government)」、「有毒物管理方針(Toxic Substances Management Policy)」などによる連邦政府の関連方針イニシアチブに立脚し、更に鉱物・金属産業における持続可能な開発の概念的基盤になった「持続可能な開発と鉱物及び金属：提言書(Sustainable Development and Minerals and Metals: An Issues Paper) 1995年9月天然資源大臣発表」を踏まえて作成されたものである。

(2) 「政策」の目的

この「政策」には、連邦政府の行動計画の柱となる次の3点の目的が記されている。

① 経済成長と雇用開発の奨励

鉱物・金属産業がカナダの経済的繁栄に多大な貢献をしており、特に地方都市などにおいては、その地域社会をまとめる経済的、社会的な求心力となっているとしている。更に投資家や資本の誘致の面で国際競争は厳しさを増しており、「政策」はこの状況に対して十分な対策を講じなければ、カナダにおける鉱物・金属産業の富と雇用の創出力が阻害されると認識している。従って、「政策」は連邦政府の管轄領域において、新規投資を誘致し、国際的に好ましい投資環境を確立するための重要な分野への対処

が施されている。

② 効率的かつ有効な連邦制度の推進

鉱物資源の所有権及び管理権は、各州に帰属するというカナダ政府の基本的認識の上に立って作成されており、カナダの鉱物・金属産業に関する連邦政府の役割をその本来の管轄領域において明確化している。なお、連邦政府が管轄する分野は次に関連したものである。

- ・外交、貿易及び国際投資
- ・財政及び金融政策
- ・科学・技術
- ・先住民問題
- ・連邦公社及び国有地
- ・環境保護及び保全(州政府と共同責任)
- ・海洋関連活動の統合管理
- ・漁業及び魚類生息地の管理
- ・可航水系の管理
- ・保健医療(州政府と共同責任)
- ・政策問題に関する連邦・州政府共同対策の全国的調整
- ・国際開発援助
- ・準州における鉱物資源開発関連の活動全般に対する監督規制
- ・鉱物・金属資源に関する情報収集及び統計
- ・ウラン採掘を含む原子力エネルギー

③ 持続可能な開発への取り組み

この「政策」は、持続可能な開発という課題に取り組む政府の姿勢を明確にし、鉱物・金属資源に関する持続可能な開発とは何かということ定義※することでその目標を支持し、鉱物・金属資源関連の問題に対してどのような姿勢で取り組むかを説明するものであり、鉱物資源あるいは金属資源関連の持続可能な開発における諸問題に対処するための指針及び科学的方向もこの「政策」において示している。

※国連の「世界環境開発委員会：通称「ブルントランド委員会」(World Commission on Environment and Development)」が決定した持続可能な開発の定義(「未来の世代がニーズを満たす能力を損なわずに、現在のニーズを満たせるような開発」と定義付けられている。)を採用し、その上で、政策の基本理念として以下のポイントを取り入れることによって、持続可能な開発の概念を鉱物・金属資

源に適用している。

- ・可能な限り最も効率的、競争的、かつ環境保護上効果的な最高の実践方法を用いて、鉱物・金属製品を発見、採取、生産し、付加価値を高め、利用及び再使用、リサイクルし、不必要になった時に廃棄処分すること。
- ・資源利用者すべてのニーズと価値観を尊重し、政府の意思決定においてこれらニーズと価値観を考慮すること。
- ・現在及び未来の世代のために、生活の質と環境を保全し、更に高めること。
- ・意思決定において利害関係者、個人及び地域社会の関与と参加を確立すること。

以上のように「政策」には、行動計画の柱となる3大目的を記し、これらを実現するため、鉱物・金属資源政策につき次の6項目の主要目標を掲げている。

- ① 持続可能な開発の概念を鉱物・金属資源分野に関わる連邦政府の意思決定に取り入れる。
- ② 開かれたグローバルな貿易と投資の枠組の中で、カナダの鉱物・金属産業の国際競争力を確保する。
- ③ 持続可能な開発の概念を他の諸外国、多国的機関及び団体とのパートナーシップを通して国際的レベルで推進する。
- ④ 鉱物・金属資源及びその関連製品の安全利用促進において、グローバル・リーダーとしてのカナダの地位を確立する。
- ⑤ 鉱物・金属資源に関連する活動において先住民の関与を促進する。
- ⑥ 鉱物・金属資源産業の競争力と環境保護管理者としての地位を高めるために、科学技術の開発と応用の枠組を作る。

特に、③の持続可能な開発問題に関しては、世界のオピニオンリーダー的な存在であり、金属鉱物の重要性・有用性を世界に認知させるべく政府レベルでのグローバルな合意形成に向けてのフレーム創りを積極的に各国政府に提唱している。

これら広義の政策目標の中に、鉱物・金属資源行政におけるカナダ政府の戦略となるべき個々の政策イニシアチブ及びアプローチが織り込まれており、各活動項目は、連邦政府の財政目標との整合性を図りながら実施されることと

なっている。

(3) カナダの鉱業税制

カナダの鉱業事業は原則として3つのレベルで課税対象となる。

- ・鉱業により生じる課税所得に課される連邦所得税。
- ・連邦所得税の課税所得と同一（または同様に課される州所得税。
- ・別途計算する生産利益、収入等に対して課される州及び準州の鉱業税、ロイヤルティ。

① 連邦所得税

連邦の鉱業所得に対する基本税率は、1988年以来、他産業と同様の38.0%から28.0%（付加税前）と10.0%の軽減が行われている。この10.0%の軽減税率は、州及び準州の州所得税負担見合いとして設定されたものである。これに4%の付加税が加わり、28.0%に付加税（28.0%に対する4%の1.12%）を加えた29.12%が実効税率となっている。

なお、2003年11月に、カナダの資源から発生した利益に対して、付加税前税率28.0%を2003年に27.0%に引き下げ、2007年までに21.0%になるよう段階的に引き下げる措置がされている。

このような措置のほか、連邦政府は、鉱業が非常にリスクの高い産業であるとともに各州による鉱業活動への税負担が大きいため、鉱業所得に対する以下のような特別な優遇措置（控除等）を認め、税負担の軽減を図っている。

- ・投資税額控除（Investment Tax Credits - ITC）

この投資促進税制としての投資税額控除（ITC）は、カナダ国内で発生した特定の科学的調査に要する費用に対し20%（特定の民間企業については35%）の控除が適用されるなど一部例外を除き、昨今、段階的に廃止されつつあるが、一方で新しい法律により、2005年12月末までにフロースルー株式に投資した個人投資家は、15%の投資税額控除を受けることができる。また、探鉱会社はグラスルーツ段階の探鉱費など特定の費用に対し、2003年5%、2004年7%、2005年～2007年10%の投資税額控除を受けることができる新たな制度が2003年11月に制定されている。

- ・減価償却 (Capital Cost Allowances - CCA)

鉱山開発に使用する施設、設備類のほとんどを種類別にクラス分類し、資産の取得価格（取得年度は 1/2）を累積し、各クラス毎の累積残高に償却率（25%）を乗じて算出。ただし、新規鉱山で生産開始前に取得した資産または、既存鉱山の大规模拡張のために取得した特定の設備等で、鉱山収入の 5%を超える場合には、最高で 100%の償却率が認められる。

- ・カナダ探鉱費用 (Canadian Exploration Expense - CEE)

カナダ国内で発生した鉱物資源の存在、場所、埋蔵量、品位等を確認するための探鉱費用、生産前開発費で、当年度の課税所得まで控除できる。また、当年度に控除しなかった額は累積カナダ探鉱費用 (CCEE) として累積され、無期限に繰越が可能である。

- ・カナダ開発費用 (Canadian Development Expense - CDE)

カナダ国内の鉱物資産取得費用及び生産開始後にも使用する坑道、運搬坑道、その他の類似の地下施設等の費用で、カナダ探鉱費用同様、累積カナダ開発費用 (CCDE) として累積され、会計年度末の残高の 30%を限度として控除できる。なお、無期限の繰越が可能である。

- ・資源償却控除 (Resources Allowance)

カナダ国内の鉱物資産等により生じる資産利益（採石、選鉱、溶錬、精錬による収入及びロイヤルティ）の 25%まで控除できる。この控除により、連邦所得税の実効税率は、29.12%から 21.84%へ引き下げられる。しかし、新たな制度の導入により、2003 年からは 22.5% (25%×90%) の控除率となり、段階的に控除率を減少させ、2007 年までの 5 年間で控除率を 0%にする一方、州及び準州の鉱業税とロイヤルティについて、控除率を 5 年間かけて 10%から 100%まで増やしていく制度が 2003 年 11 月に制定されている。

- ・フロースルー株式制度 (Flow-Through Shares)

フロースルー株式 (Flow-Through Shares) 制度は、この制度がなければ会社を立ち上げることができなかつたと述べる企業もあるほど、ジュニア企業にとって、特に会社設立段階において非常に重要な制度であるとされている。

従来の株式による資金調達で資源開発ビジネスを立ち上げた場合、当該事業の費用控除は株式発行人に発生した収益に限られる。資源開発ビジネス生来の不安定性からして、本来であれば控除できる探鉱費用及び開発費用の費用控除に必要な収益が上がらない場合が非常に多い。このため、カナダでは、独自の株式制度 (Flow-Through Shares 制度) を創設し、資源開発の推進を行ってきている。

フロースルー株式とは、株式発行人が株式の対価額相当まで探鉱費用及び開発費用を生じさせるという合意のもとに発行する株式をいい、会社が株主である投資家（納税者）に対し、その経費（費用）を「放棄」するもので、税法上は、探鉱開発費用は当該投資家（納税者）の経費（費用）とみなされる。会社の経費（費用）計上放棄により、株主はそれが自己の直接経費であるがごとく経費として申告できる。個人投資家が株式を購入した場合、企業が控除放棄した探鉱費用、開発費用相当額を個人投資家に還元し、個人投資家の所得税の課税対象額から控除（株式投資額の 100%まで）できる。なお、2000 年 10 月 18 日以降 2005 年 12 月末までにフロースルー株式（俗称、スーパーフロースルー株式と呼ばれている。）を購入した個人投資家には、更に 15%の投資税額控除の上乗せが認められている。

特定のカナダ探鉱費用 (Canadian exploration expense - CEE) 及びカナダ鉱山開発費用 (Canadian development expense - CDE) のみがこのフロースルー株式の対象となっており、例えば、鉱業資産の取得費用はフロースルー株式には認められていない。

② カナダと米国の連邦課税制度の比較

資源に関する税制について、同じ北米隣国の米国と比較してみると、アジア、アフリカや南米の新興経済国と違い、カナダと米国は近代的なインフラと高い技術を持ち、安定した政治環境にあるという他の地域とは異なった特質を共有し、税制の特別措置など類似している部分も多い。

カナダと米国の両国の資源収入にかかる連邦課税制度について、簡単に比較すると、下表のようになる。

カナダ-米国 資源部門連邦課税規定の比較

	カナダ	米国
探鉱費用	100%	統合企業の場合 70% (残りの30%控除は5年間で行われる) 統合企業以外は100%
開発費用	30%定率法	同上
プロパティ費用	石油・ガス 10% 鉱業 30%	プロパティの寿命を基準に算出
減価償却	定率減価償却 25%; オイルサンドと鉱山資産のプロジェクト 収入額を上限に100%	鉱業、石油・ガス機械設備は7年間で減 価償却(約30%の定率減価償却)
ロイヤルティと 鉱業税	州及び連邦ロイヤルティと鉱業税は控除 の対象にならない	控除可
資源償却控除	資源収入の25%	該当なし
フロースルー株	探鉱や該当する開発経費に対する投資 奨励補助	該当なし
減耗償却	該当なし	資本が減価償却済みでも、総収入の一 定割合が認められる
代替的最小課税 制度	該当なし	減価償却や減耗償却の20%が代替的最小 課税制度で20%課税される場合もある
資本税	連邦資本税は資本の課税対象額が1,000 万ドルを超えた分の0.225%が徴収され る。(この制度は2008年までに廃止)	該当なし

③ 州所得税

各州、準州とも基本的に連邦所得税の課税所得を基礎に下記のとおり独自の税率(8.9%~17%程度)により所得税を課している。連邦課税所得のうち、各州に割り当てられた所得に対

して税率を適用するのが一般的であるが、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ケベック州、サスカチュワン州では、異なる課税所得の計算を使用している。

	州税率	連邦と州との合計税率	
		一般	鉱業
アルバータ州	12.5%	36.62%	31.48%
ブリティッシュ・コロンビア州	13.5%	37.62%	35.29%
マニトバ州	16.0%	40.12%	34.19%
ニュー・ブランズウィック州	13.0%	37.12%	31.87%
ニューファンドランド・ラブラドル州	14.0%	38.12%	32.64%
ノバ・スコシア州	16.0%	40.12%	34.19%
オンタリオ州	11.0%	36.62%	30.32%
ケベック州	8.9%	33.02%	28.69%
サスカチュワン州	17.0%	41.12%	34.97%
ノースウエスト・ヌナブト準州	12.0%	36.12%	31.09%
ユーコン準州	15.0%	39.12%	33.42%

なお、上記の税率は連邦及び州税率を基本として、法律上の州税率に22.5%の資源控除を考慮後の連邦税率を合計したものである。

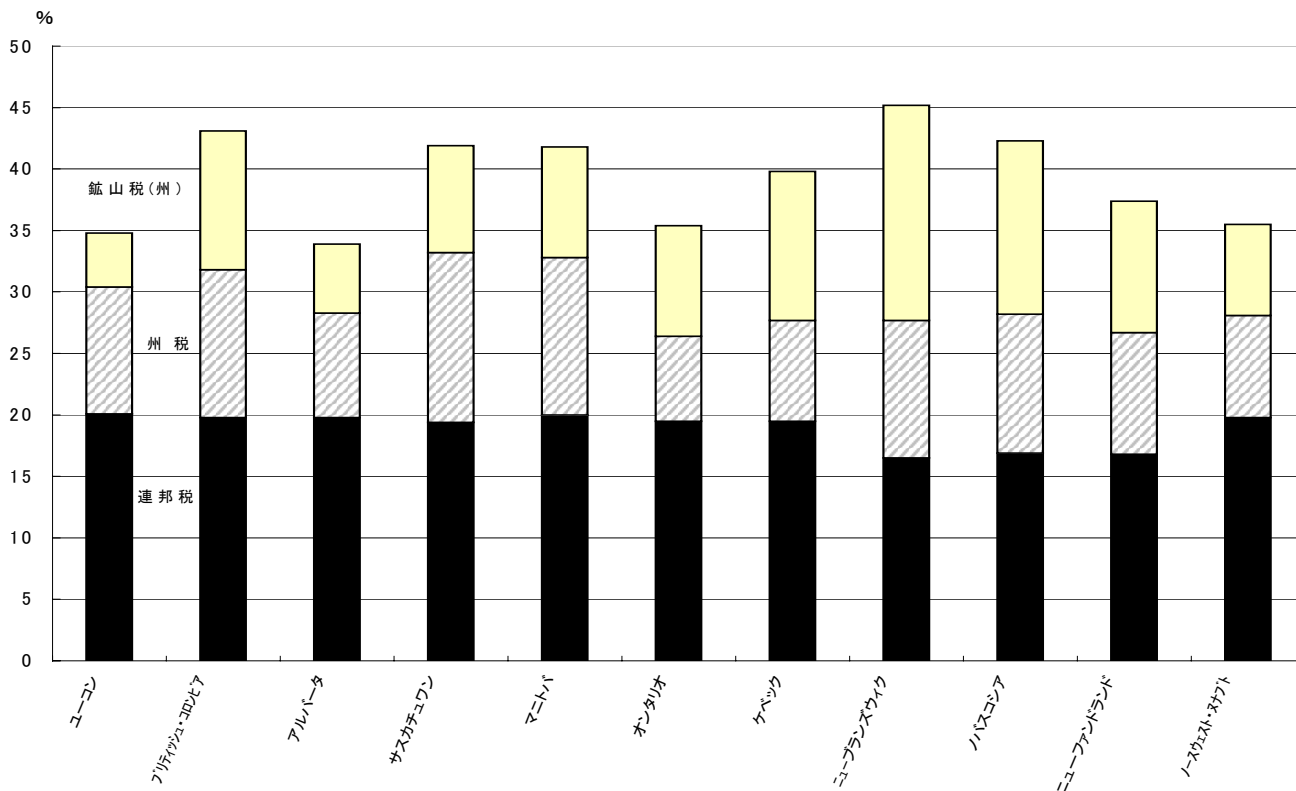
この他、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州、ニュー・ブランズウィック州、サスカチュワン州、ノバスコシア州では、資本に

対して州資本税（0.25%～0.64%）が課されている（なお、ブリティッシュ・コロンビア州では2002年9月に廃止）。

④ 州鉱業税、ロイヤルティ

州鉱業税等については、課税所得の計算上、

加工控除（Processing Allowance）が認められる等、連邦及び州所得税の計算とはかなり異なり、また各州によっても異なっており、別紙「州及び準州の鉱業税制の概要（2003）」参照。



カナダ国内仮想鉱山での各州別の税率（税引き前所得に対する割合）比較（2003年ベース）

出典：カナダの税制（プライウォーターハウス社）

（注）当該税率比較は、ある一定条件のもとに仮定試算されたものであり、条件の違いにより変化する。

3. 主要鉱産物の生産、地金生産、消費、我が国との貿易（鉱石・地金）、主要輸出入国（2003年及び2004年比較）

(1) 2004年主要鉱産物の生産状況

<銅>

銅の精鉱生産量は、前年比1.1%(5.7千t)減の535.3千t。オンタリオ州でInco社が閉山したMcCreedy West鉱山が2003年5月に再稼動するなどの動きはあったものの全体の生産量は、ほぼ前年並み。

<亜鉛>

亜鉛の精鉱生産量は、前年比3%(22.7千t)減の734.6千t。

<金>

金生産量は、前年比8.8%(12.3t)減の128.5tと2004年に続き減少した。これは、Sigma-Lamaque鉱山、Lupin鉱山など4鉱山が休止したことが主要因。

<ニッケル>

2003年はInco社サドバリー地区のストライキによる生産減が影響したが、2004年は、前年比13.1%(20.3千t)増の175.8千tで従来の水準に回復した。

2004年のカナダの主要鉱産物生産状況

<金属系>	2004年		前年比	2003年
			(%)	
金	128,503.7	k g	91.2	140,860.6
銅精鉱	535.3	千 t	98.9	541.0
銅地金	527.0	千 t	115.8	454.9
鉄鉱石	28,255.6	千 t	84.8	33,322.4
亜鉛精鉱	734.6	千 t	97.0	757.3
亜鉛地金	805.1	千 t	105.8	761.2
ニッケル精鉱	175.8	千 t	113.1	155.5
ニッケル地金	151.5	千 t	121.8	124.4
ウラン	11,545.0	t U	116.2	9,939.2
銀精鉱	1,261.7	t	98.4	1,281.9
鉛精鉱	71.1	千 t	76.5	92.9
鉛地金	131.0	千 t	110.5	118.5
再生鉛	110.4	千 t	105.2	104.9
モリブデン	9,481.1	t	106.7	8,887.0
アルミ地金	2,641.9	千 t	93.0	2,843.9

<非金属系>

ダイヤモンド※	12,142.8	c	123.4	9,838.3
酸化カリウム	10,189.3	千 t	110.4	9,229.4
岩塩	14,123.6	千 t	101.2	13,951.8
石膏	9,248.8	千 t	110.4	8,378.3

<構造材原料>

セメント	14,016.6	千 t	104.4	13,423.8
石灰	2,410.9	千 t	108.6	2,221.0

<燃料系>

原油類	149,454.0	千m ³	103.5	144,390.0
天然ガス	167,021.0	百万m ³	100.6	166,072.0
石炭	65,993.0	千 t	106.2	62,129.0

出典：連邦政府天然資源省資料

※ダイヤモンドについては、2004年12月データが現時点で不明のため、各年とも11月までの合計値となっている。

(2) 国内埋蔵量の状況

2002年の埋蔵量については、ラブラドールの Voisey's Bay のニッケル、銅、コバルト鉱床が生産を決定した結果、銅、ニッケルが増加した。しかし、鉛、亜鉛、モリブデン、金、銀の全ては、減少した。これは、生産が個々の埋蔵量を減少させる一方で、新たな鉱床の発見が

不十分だったことが主たる要因と考えられる。

なお、Voisey's Bay のニッケル・銅・コバルトの埋蔵量は、2002年6月に生産移行が決定されたため、2002年には、Voisey's Bay プロジェクトにより銅 50.7 万 t、ニッケル 86.1 万 t 埋蔵量が増加した。

<銅>

2002 年末の銅推定埋蔵量は、677.4 万 t で 1 年前と比較すると 10.8 万 t (1.6%) 増加。増加の原因は、生産している銅鉱山の供給分を埋め合わせる新たな鉱床が発見されなかったものの Voisey's Bay 鉱山の生産決定に伴う埋蔵量が追加されたため。

<鉛>

2002 年末の鉛埋蔵量は約 10%減少し、年末の埋蔵量は 87.2 万 t。ニューブランズウィック州 Brunswick No. 12 鉱山が生産量 5 年分を超える埋蔵量を確保したものの Polaris 鉱山と Nanisivick 鉱山が 2002 年に閉山したことにより大幅な減少となった。

<亜鉛>

2002 年末亜鉛埋蔵量は、93.7 万 t(12%)減少し、年末の埋蔵量は 687.1 万 t。ヌナバット準州の Polaris 鉱山と Nanisivick 鉱山が閉山したうえ、Myra Falls 鉱山や Brunswick 鉱山など、ほとんどの亜鉛生産企業の埋蔵量は減少した。

<ニッケル>

2002 年末のニッケル埋蔵量は 492 万 t、1 年前と比較すると 13.5%増加。この主な原因は、Voisey's Bay 鉱山の銅・ニッケル・コバルト

開発が決定し、ニッケル埋蔵量が 86 万 t 増加したため。なお、2002 年末現在、Inco 社はカナダのニッケル埋蔵量の 84%を占める 410 万 t を保有している。

<金>

2002 年末で金の埋蔵量は 1023t。これは 2001 年末時点に比べ、4%減少。減少の主な理由は、継続する金の低価格と枯渇鉱山に代替する新たな金鉱山開発がなかったことによる。金埋蔵量が増加したのは、オンタリオ州の Red Lake 鉱山 (28 t)、ケベック州の LaRonde 鉱山 (25 t) のほか、オンタリオ州で生産を開始した Mishi 鉱山及び再稼働した Macassa 鉱山のみ。減少したのは、Williams 鉱山 (21 t)、Kemess South 鉱山 (15 t)、Myra Falls 鉱山 (15 t)、Golden Giant 鉱山 (12 t)、Eskay Creek 鉱山 (11 t) など。

<銀>

2002 年末のカナダ鉱山の含有銀埋蔵量は、11,230 t で前年同時期に比べ、11% (1,363 t) 減少した。大幅に減少をした鉱山は Brunswick 鉱山 (433 t)、Myra Falls 鉱山 (423 t)、Eskay Creeek 鉱山 (363 t)、Kidd Creek 鉱山 (113 t) など。増加したのは、LaRonde 鉱山のみで 42 t だった。

カナダ主要金属埋蔵量推移

年末	銅 (千 t)	鉛 (千 t)	亜鉛 (千 t)	ニッケル (千 t)	金 (t)
1980	16,714	9,637	27,742	8,348	826
1985	14,201	8,503	24,553	7,041	1,373
1990	11,261	5,643	17,847	5,776	1,542
1991	11,040	4,957	16,038	5,691	1,433
1992	10,755	4,328	14,584	5,605	1,345
1993	9,740	4,149	14,206	5,409	1,333
1994	9,533	3,861	14,514	5,334	1,513
1995	9,250	3,660	14,712	5,832	1,540
1996	9,667	3,450	13,660	5,623	1,724
1997	9,032	2,344	10,588	5,122	1,510
1998	8,402	1,845	10,159	5,683	1,415
1999	7,761	1,586	10,210	4,983	1,326
2000	7,419	1,315	8,876	4,782	1,142
2001	6,666	970	7,808	4,335	1,070
2002	6,774	872	6,871	4,920	1,023

出典：連邦政府天然資源省年報 2003

(3) 主要金属輸出动向

<銅>

銅輸入量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	130	74
チリ	52	39
ペルー	22	10
米国	17	7
粗銅 (主な相手国)	58	127
チリ	41	105
米国	18	17
精銅 (主な相手国)	12	22
チリ	6	12
ペルー	—	5
米国	3	2

銅輸出量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	288	171
日本	173	119
中国	59	19
フィリピン	8	15
韓国	23	11
地金	322	306
粗銅 (主な相手国)	84	84
米国	84	84
精銅 (主な相手国)	238	222
米国	235	218

出典：Canadian Minerals Yearbook 2003

(注) 輸出入共に、精鉱は Item No. 2603.00、粗銅は Item No. 7402.00、青銅は Item No. 7403.11～7403.19 を示す。

<鉛>

鉛輸入量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	71	76
米国	14	19
ペルー	45	42
豪州	4	11
地金 (主な相手国)	1	2
米国	1	1

鉛輸出量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	42	8
中国	11	8
ドイツ	23	—
地金 (主な相手国)	142	128
米国	135	122

出典：Canadian Minerals Yearbook 2003

(注) 輸出入共に、精鉱は Item No. 2607.00、精銅は Item No. 7801.10 を示す。

<亜鉛>

亜鉛輸入量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	276	397
米国	187	220
ペルー	76	114
メキシコ	14	43
地金 (主な相手国)	5	4
ロシア	4	3

亜鉛輸出量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	409	249
スペイン	61	65
ベルギー	103	55
日本	51	35
フィンランド	45	26
地金 (主な相手国)	598	591
米国	540	522
台湾	11	27
日本	2	4

出典：Canadian Minerals Yearbook 2003

(注) 輸出入共に、精鉱は Item No. 2608.00、地金は Item No. 7901.11～7901.12 を示す。

<金>

金輸入量 単位：t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	4.1	5.5
米国	1.1	2.1
スペイン	0.3	0.6
アルゼンチン	0.8	0.6
チリ	0.5	0.6
地金 (主な相手国)	38.2	31.2
ギアナ	13.9	11.4
米国	6.6	7.4
ブラジル	—	3.9
ニカラグア	2.6	2.4
日本	10	0

金輸出量 単位：t

	2002	2003
精鉱 (主な相手国)	3.2	9.1
日本	0.8	7
米国	2.3	1.8
地金 (主な相手国)	170.3	162
米国	159.6	120.7
英国	7.7	38

出典：Canadian Minerals Yearbook 2003

(注) 輸出入共に、精鉱は Item No. 2600.00、地金は Item No. 7108.11～7108.13 を示す。

<ニッケル>

ニッケル輸入量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱	90	37
(主な相手国)		
豪州	73	20
ドイツ	6	6
米国	11	10
地金	3	2
(主な相手国)		
豪州	0.7	0.5
ノルウェー	1	0.5
米国	0.6	0.3

ニッケル輸出量 単位：千 t

	2002	2003
精鉱	0	0
地金	104	100
(主な相手国)		
米国	53	39
ベルギー	9	13
香港	8	9
台湾	5	6
中国	2	5
日本	5	5

出典：Canadian Minerals Yearbook 2003

(注) 輸出入共に、精鉱は Item No. 2604. 00、地金は Item No. 7502. 10、7504. 00 を示す。

4. 鉱山会社活動状況

<Inco 社>

Inco 社の 2004 年会計報告によれば、総売上は、43.26 億 US ドルで前年実績 25.78 億 US ドルを大きく上回り、また、収益も 2004 年 6.12 億 US ドルで前年の 1.53 億 US ドルの 4 倍増を達成。

ただし 2005 年には、同社のニッケル地金の生産量は 4.9 億 lb と、2004 年の 5.22 億 lb から 6.1%程度下落する見通し。これは 2005 年にオンタリオ、マニトバの主要鉱山のメンテナンス、インドネシアの水力発電所の水位低下の影響を反映するもの。こうした生産量の低下のほ

か、カナダドル高に振れる為替の影響もあり、2005 年のポンド当たりのニッケル生産コストは 20%程度上昇、結果として 2005 年の利益は 2004 年に比較して減少するものと予想。

他方、現在同社が開発中の Voisey's Bay と Goro の大型ニッケルプロジェクトは順調に進んでいることから、こうした生産減少は一時的なもの。Voisey's Bay では予定より 6 か月早い 2005 年の 11 月にはニッケル精鉱を出荷することが予定されるほか、ニューカレドニアの Goro プロジェクトも 2007 年 9 月から生産開始を見込む。

財務状況

単位：百万 US ドル

	2004 年 第 1 四半期	2004 年 第 2 四半期	2004 年 第 3 四半期	2004 年 第 4 四半期	2005 年 第 1 四半期
売上高	1099	1002	1048	1177	1122
営業利益*	485	360	421	464	458
当期損益	254	-14	148	223	313
探鉱費	6	6	7	13	9

*売上高からコスト、原価償却分を差引した値。営業費、一般管理費、R&D、探鉱費等はコストに含まれない。

<Noranda 社>

2004 年会計報告によれば、売上げは、前年の 46.57 億 US ドルから 50%増加し、69.78 億 US ドルを記録し、収益は前年の 23 百万 US ドルから 5.51 億 US ドルと大幅に増加。また、2005 年第 1 四半期も金属の実勢価格の高騰と、

銅、ニッケル、亜鉛、アルミニウムの売上高の増加により、総売上げは 2004 年同期の 20%を上回り 19.76 億ドルと引き続き好調。

- ・ Falconbridge 社の完全買収を発表。所有する 59%に加え、残りの 41%を株式交換で買収。
- 2 社合併により北米最大のベースメタル生産

会社のひとつとなる。

- 2005 年第 1 四半期は Antamina、Collahuasi と Kid Creek 鉱山からの生産量の著しい増産

で、銅の生産量は 2004 年同期の 19%上回る 11.9 万 t に。ニッケルは 7%増え 2.1 万 t に。

財務状況

単位:百万 US ドル

	2004 年 第 1 四半期	2004 年 第 2 四半期	2004 年 第 3 四半期	2004 年 第 4 四半期	2005 年 第 1 四半期
売上高	1653	1694	1716	1915	1976
営業利益*	361	280	377	365	455
当期損益	152	107	133	158	176
探鉱費	7	12	14	14	12

*売上高からコスト、原価償却分を差引した値。営業費、一般管理費、R&D、探鉱費等はコストに含まれない。

**調査、開発、探鉱費を含む

<Falconbridge 社>

2004 年の収益は、金属価格の上昇により前年の 1.91 億ドルから 6.72 億ドルと大幅に増加、全体売上げも同様に 20 億ドルから 30 億ドルに増加、また、順調な生産量の伸びと高騰が続く金属価格を受け、2005 年第 1 四半期の収益も 2.21 億 US ドルで、2004 年同時期の 1.84 億ドルを大きく上回った。

また、ニューカレドニアの Koniambo プロジェクト開発コストが見直され、当初の見積り額 16 億 US ドルから約 40%増額し、22 億 US ドルになった。加えて、同プロジェクト生産開始時期は 2007 年から 2008 年に予定されていたが、

これも 2009 年から 2010 年に延期される可能性が高いことを表明。見積もりコストの上昇の主な原因は、原材料価格の急激な上昇と為替レートの変動によるものだが、Falconbridge 社は Inco 社の Goro プロジェクトの前例もあり、見積もりの増額は予想していたとしている。今後、Koniambo プロジェクトを継続して行くかの最終結論が発表される予定だが、Koniambo が生産を開始した場合、生産高は年間 6 万 t でメインライフ 50 年の世界でも最大級のニッケルプロジェクトの一つであることから、同プロジェクトのポテンシャルを考えると、継続する可能性は高い。

財務状況

単位:百万 US ドル

	2004 年 第 1 四半期	2004 年 第 2 四半期	2004 年 第 3 四半期	2004 年 第 4 四半期	2005 年 第 1 四半期
売上高	734	704	756	876	903
営業利益*	461	474	459	562	554
当期損益	184	139	155	194	221
探鉱費	3	5	8	4	5

*売上高からコスト、原価償却分を差引した値。営業費、一般管理費、R&D、探鉱費等はコストに含まれない。

<Placer Dome 社>

Placer Dome 社は 2004 年第 4 四半期の収益は 3,900 万 US ドル。これは前年同期の 8,100 万 US ドルを大きく下回る水準。当期の金生産量は 92.7 万 oz と 2004 年同期の 100 万 oz に比べ微減したが、こうした減益は主に生産コスト（キャッシュコスト）の増大に起因する（当期

264US ドル、2004 年同期 229US ドル）。生産コスト増大の要因は主として為替。同社は US ドル建てで金を卸売り、生産国通貨により採掘コストを支払うが、鉱山操業を行う南アフリカ、PNG、チリ、カナダ、オーストラリアらの現地通貨が US ドルに対し軒並み上昇し収益を圧迫した。このほかエネルギーコストの上昇も拍車

をかけた。なお2004年の年間利益は2.84億ドルと、2004年の2.29億ドルを上回った。また2004年の年間売り上げも19億ドルと、2004年の18億ドルから増大。

2005年には同社はチリ・Cerro Casale 銅・金プロジェクトの開発判断を行うほか、ネバダ

のCortez Hillsプロジェクト(60%)、およびドミニカ共和国のPueblo Viejoプロジェクト(100%)のフィジビリティ調査を実施。また、1991年から凍結されていたカナダBC州Mount Milligan 鉱床の再評価にも着手する。

財務状況

単位:百万USドル

	2004年 第1四半期	2004年 第2四半期	2004年 第3四半期	2004年 第4四半期	2005年 第1四半期
売上高	508	467	453	460	491
営業利益*	158	137	109	78	104
当期損益	64	33	148	39	31
探鉱費	16	17	19	25	18

*売上高からコスト、原価償却分を差引した値。営業費、一般管理費、R&D、探鉱費等はコストに含まれない。

<Teck Cominco 社>

Teck Cominco 社が、2004 年会計報告によれば、2004 年第4 四半期は前年同期を47%上回る2.85 億ドルの収益を上げ、5 期連続で利益を上げた結果、年間収益でも6.17 億ドルという記録的な実績を上げ、また、2003 年末の負債額6.65 億ドルから2004 年末は現金残高で9.07 億ドルと、かつてない好成績を収めた。好成績を上げた大きな要因は石炭のとどまることのない需要で、石炭生産のグロスキャッシュフローは2003 年の3.14 億ドルから11 億ドルに増加。

また、Trail、Red Dog、Highland Valley Copper 及びAntamina の運営で営業利益が上がっており、Highland Valley Copper では営業利益は2004 年の0.3 億ドルに比べ、2004 年は

1.62 億ドルで、これは銅価格の上昇とモリブデンから得た収入が大きい。2004 年の全体運営利益は11 億ドルで2004 年より8.54 億ドル増加。第4 四半期の銅生産が2004 年の同時期を上回ったのは、品質の高い鉱石が採掘されたことに加え、処理能力を高めたことが要因となっている。この結果、銅の販売は、2003 年第4 四半期は6.94 万tだったが、2004 年には9.91 万tまで増加。この他、LMEの1ポンド当たりの平均価格は銅1.40USドル、亜鉛0.51USドル、鉛0.43USドルで、第4 四半期には価格が前年同時期に比べそれぞれ、50%、19%、59%上昇。USドルが下がったことも価格の上昇の原因となっている。

財務状況

単位:百万USドル

	2004年 第1四半期	2004年 第2四半期	2004年 第3四半期	2004年 第4四半期	2005年 第1四半期
売上高	675	835	978	1051	928
営業利益*	179	229	338	392	329
当期損益	96	116	120	285	205
探鉱費	6	10	12	14	5

*売上高からコスト、原価償却分を差引した値。営業費、一般管理費、R&D、探鉱費等はコストに含まれない。

<Barrick Gold 社>

Barrick Gold 社は2004 年第4 四半期の収益を1.56 億USドル。これは前年同期の0.77 億

USドルから倍増した水準。今期の産金量は117 万ozと、前年同期の130 万ozから減少。また生産コスト(キャッシュコスト)も今期は

221US ドルと、前年同期の 199US ドルから上昇。しかし今期の平均金卸売り価格は 417US ドルと、昨期の 394US ドルから大きく上昇し、これが増益に貢献。また同社は 2004 年来、ペルー税務当局と Pierina 鉱山の操業に関する 1999 年、2000 年の追徴課税につき争っていたが、2004 年 10 月に Barrick Gold 側が勝訴、この貢献も利益には反映。

同社によれば、2005 年には新たにペルー、アルゼンチン、タンザニアでの採掘を開始予定。これにより同社は 2005 年には 540 万 oz の生産を見込む (2004 年 : 496 万 oz、2003 年 : 551 万 oz)。また同社はネバダ州 Pipeline 鉱床の拡張など生産の拡大を予定しており、2007 年までに 680 万 oz の年間生産量の達成を期待。

財務状況

単位:百万 US ドル

	2004 年 第 1 四半期	2004 年 第 2 四半期	2004 年 第 3 四半期	2004 年 第 4 四半期	2005 年 第 1 四半期
売上高	477	454	500	501	484
当期損益	26	34	32	156	51

5. 2004 年主要鉱山・製錬所状況

2004 年主要な鉱山生産量

鉱山	会社名	生産物	年間生産量 (千 t)
Highland Valley	Teck Cominco	銅	158
		モリブデン	4
Huckleberry	Huckleberry Mine	銅	29
		モリブデン	0.2
LaRonde	Agnico-Eagle Mine	亜鉛	76
		銅	10
		金	8
Brunswick	Noranda	亜鉛	286

2004 年主要な製錬所生産量

製錬所	会社名	生産物	年間生産量 (千 t)
CCR	Noranda	銅	293
Trail	Teck Cominco	亜鉛	296
Valleyfield	Canadian Electrolytic Zinc	亜鉛	227
Kidd Creek	Falconbridge	銅	116

6. 我が国との関係

- ① バンクーバーには、日本の鉱山会社は、三菱マテリアル(株)、住友金属鉱山(株)、同和鉱業(株)の3社が事務所を保有。
- ・三菱マテリアル(株)と同和鉱業(株)はBC州中西部のハックルベリー銅鉱山開発に資本参加し、精鉱を日本に供給。最近では、鉱量が枯渇してきたことから、2004年来、メインサイトを中心に探鉱を実施。メインライフの延長につながる新たな鉱体を発見、探鉱継続中。
 - ・住友金属鉱山(株)はカナダでの資本参加プロジェクトは有さないが、アラスカで有望なPogo 金山を Teck Cominco 社とともに開発着手。2004年5月、開発の許可を得たことか

ら、現在操業に向けて施設等を建設中。2007年生産開始予定。

- ② 商社は、BC州北部のエンダコ鉱山（モリブデン）に出資する日商岩井、ハックルベリー鉱山に出資する丸紅、ペルーの巨大銅プロジェクト（アンタミナ）に出資する三菱商事、その他カナダ国内のプロジェクトは有さないが、住友商事、三井物産が事務所を持つ。

（2005.6.13／バンクーバー事務所 中塚 正紀、戸村 昌幸）

州及び準州の鉱業税制の概要 (2003) (1)

法令タイトル (Statute)	ユークオン Yokon Quartz Mining Act	アルバータ Metallic Minerals Royalty Regulation to the Mines & Minerals Act	マニトバ The Mining Tax Act	ノバ・スコシア Mineral Resources Act	サスカチュワン The Crown Minerals Act	ケベック Mining Duties Act
鉱業税率 (Mining Tax Rate)	年間利益 \$ 1 万~100 万...3% \$ 100 万~500 万...5% \$ 1,000 万~...\$ 500 万毎 に1%追加	(資本回収前) 抗口での収入の1% (資本回収後) 抗口での収入の1% または、純利益の12%の いずれか大きい額	18%	純収入の2%と純所得の 15%のいずれか大きい額 または精錬後純収入の 2%と純所得の15%のい ずれか大きい額	純利益に対し5% (売上 が1百万トロイオンス まで) 10% (売上げが1 百万トロイオンスを超え る)	12%
ヘッジ損益 (Hedging Gain/(Loss))	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	対象除外
減価償却費 (Depreciation) 鉱業用資産 (Processing Mining Assets)	15% 定額償却	15% 定額償却	20% 定率償却	100% 操業開始後3年間 30% その後は定率償却	100%	100%
加工用資産 (Processing Assets)	鉱業用資産に同じ	鉱業用資産に同じ	鉱業用資産に同じ	鉱業用資産に同じ	鉱業用資産に同じ	鉱業用資産に同じ
生産前開発費 (Pre-Production Expenses)	その年分のみ控除可能	100% 控除可能	上記償却資産に含まれる	上記償却資産に含まれる	150% 控除可能	100% 控除可能
探鉱費 (Exploitation Expenses)	100%まで政府の控除率 (裁量) で控除可能	100% 控除可能	100% 控除可能 新規鉱山探鉱のための鉱区 外探鉱費用が前3年間の平 均を超える部分に対して 50%の追加控除が可能。	上記償却資産に含まれる	150% 控除可能	100% 控除可能鉱区外探 鉱費用については、50%の 追加控除が可能。
加工控除 (Processing Allowance)	政府の裁量	10% 10% 10% -	10% 10% 10% -	8% 15% 8% -	- - - -	8% 15% 15% -
選鉱資産 (Concentrating)	政府の裁量	10% 10% 10% -	10% 10% 10% -	8% 15% 8% -	- - - -	8% 15% 15% -
溶錬資産 (Smelting)	政府の裁量	10% 10% 10% -	10% 10% 10% -	8% 15% 8% -	- - - -	8% 15% 15% -
精錬資産 (Refining)	政府の裁量	10% 10% 10% -	10% 10% 10% -	8% 15% 8% -	- - - -	8% 15% 15% -
その他 (Other)	政府の裁量	10% 10% 10% -	10% 10% 10% -	8% 15% 8% -	- - - -	8% 15% 15% -
加工控除の下限上限 (Processing Allowance)	政府の裁量	0%~65%	0%~65%	0%~65%	0%~65%	0%~65%
控除外費用 (Selected Non-Deductible Expenses)	利子、ロイヤルティ、減 耗控除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減 耗控除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減 耗控除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減 耗控除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減 耗控除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減 耗控除、鉱業資産コスト
特記事項 (Special Features)	鉱業利益の計算におい て、鉱業、溶錬・精錬の 利益に課税される全ての 税額を控除できる。	営業費用として間接費の 代わりに10%の追加計上 が認められている。	・新規鉱山の資本資産に は7%の州投資税額控除 ができる。 ・資本資産コストを回収 するまで鉱業税の課税対 象とはならない。 ・新規鉱山の加工用資産 には20%の加工控除を認 める。	特定の鉱物 (金、銀等) は、固定した率でロイヤ ルティが課される。しか し、鉱業大臣は企業に対 し通常の計算に基づいた 税額を要求できる。	・課税開始前に生産前開 発費の150%が回収でき る。 ・ウラニウム及びカリウ ムの生産者には個別のロ イヤルティが適用され る。	還付可能額は、当該課税 年度の欠損金額の12%ま たは探鉱費及び開発費の 合計額の12%のいずれか 少ない額。
州所得税率 (Provincial Income Tax Rate)	15%	12.5%	16%	16%	17%	8.9%

州及び準州の鉱業税制の概要(2003) (2)

法令タイトル (Statute)	ノースウエスト・ヌナブト Territorial Lands Act	ブリタニッシュ・コロンビア Mineral Tax Act	オンタリオ The Mining Tax Act	ニュー・ブランズウィック Metallic Minerals Tax Act	ニューファンドランド・ラブラドル The Mining and Mineral Rights Tax Act
鉱業税率 (Mining Tax Rate)	13% または \$1万~500万...5% \$500万~1,000万...6% \$1,000万~...\$500万毎に 1% 追加(14%を上限)のいずれ か小さい方。	当年の純利益の2%と累積利 益の13%	12% 2003 10% 2004	純収入の2%ロイヤルティと 10万ドルを超える純利益の 16% (受け取ったロイヤルティは 16%の課税対象)	15% 鉱山利益の80% (20% のロイヤルティ控除後) 20% 残りの鉱山利益の20% が州以外に支払われたロイヤ ルティを超える部分
ヘッジ損益 (Hedging Gain/ (Loss))	対象除外	先物を含むが、ヘッジ損益は 除く	一般的を含む	投機的ヘッジを除く	規定なし
減価償却費 (Depreciation) 鉱業用資産 (Depreciation Mining Assets)	100%	100%	30% 定額償却 (新規鉱山資産については 100%)	新規及び拡張鉱山資産 5% 最低控除(上限なし) その他資産 33.33%	25% 定率償却 (新規及び拡張鉱山資産につ いて100%)
加工用資産 (Processing Assets)	鉱業用資産に同じ	鉱業用資産に同じ	15% 定率償却	鉱業用資産に同じ	25% 定率償却
生産前開発費 (Pre-Production Expenses)	100% 控除可能	100% 控除可能	100% 控除可能	5% 最低控除(上限なし)	大臣が認める鉱山残存年数に よる定額が控除可能。
探鉱費 (Exploration Expenses)	100% 控除可能	100% 控除可能	100% 控除可能	150% 控除可能	100% 控除可能 (無期限繰越可能)
加工控除 (Processing Allowance)	8% 8% 8% —	— — — —	8% 12% 16% 北部オタワ精錬資産 20%	8% 15% 15% —	8% 15% 8% —
加工控除の下限上限 (Processing Allowance)	0%~65%	—	15%~65%	最大65%まで	最大65%まで
控除外費用 (Selected Non-Deductible Expenses)	利子、ロイヤルティ、減耗控 除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減耗控 除、鉱業資産コスト	利子、ロイヤルティ、減耗控 除、鉱業資産コスト	利子、減耗控除、鉱業資産コ スト	利子、減耗控除、鉱業資産コ スト
特記事項 (Special Features)	拡張の取得原価を限度として 控除可能。 ・新規鉱山、再開鉱山または 既存鉱山拡張の資本及び生産 前資産については、最高で 33.33%の控除可能。	・投資控除は支払利息の控除 の代わりに未回収費用を基に 計算される。 ・新規鉱山、再開鉱山または 既存鉱山拡張の資本及び生産 前資産については、最高で 33.33%の控除可能。	・新規鉱山及び既存鉱山拡張 による操業開始後3年間に生 じた所得は、1件につき最高1 千万ドルまで州鉱業税の免除 がある。 ・州の遠地新規鉱山には10年 の延長が可能。 ・州の遠地新規鉱山には5% の税率適用。	・支払利息の控除の代わりに 資金調達引当金が認められて いる。 ・新規鉱山については最初の2 年間、鉱業税が免除。 ・16%の税額から適格なコス ト削減資産または生産効率的 向上資産の投資額の25%の控除 ができる。	・15%の税率での計算におい て、州以外に支払われたロイヤ ルティまたはロイヤルティ控除 前の利益の20%のいずれか大き い額を控除できる。 ・商業生産開始後10年間は鉱 業所得に係る所得税を(1年間 毎に200万ドルまで) 鉱業税か ら控除できる。
州所得税率 (Provincial Income Tax Rate)	12%	13.5%	11%	13%	14%